

判例第 56/2022/AL 号¹

墓地移転紛争の解決について

2022 年 9 月 7 日に最高人民裁判所裁判官評議会により可決され、最高人民裁判所の長官の 2022 年 10 月 14 日付決定第 323/QĐ-CA 号に従い公表された。

判例の源：

原告であるチャン・ティ・トゥ V（女性）と被告であるヴオン・ミン・T、ヴオン・ミン・H との間の「墓地移転妨害行為終了を求める紛争」事件に関するキエンザン省チャウタイン県人民裁判所の 2019 年 11 月 18 日の第一審民事判決、番号 33/2019/DS-ST。

判例の内容の位置：

「裁判所の認定」という部分の第 4 段落

判例の内容の概要：

-判例の事実：

夫が死んで、夫側の親戚の土地に夫を埋葬することを妻が依頼した。その後、妻は墓地を自らの家族の土地に移転することを望んだため、紛争が発生した。

-法的解決策：

この場合、裁判所は、管理、維持のため妻が夫の墓地を移転する権利があることを確定しなければならない。

判例に関連する法令の規程：

-2015 年民法の第 7 条 1 項、第 11 条及び第 39 条 1 項。

-2015 年民事訴訟法の第 4 条。

判例のキーワード：

“墓地移転の紛争”、“墓地の維持、管理、移転の権利”。

事件の内容

¹（原文注）この判例は、キエンザン省チャウタイン県人民裁判所の研究生リー・ヴァン・トアン、ホーチミン市人民裁判所のホー・ティ・キエウ・チャンによって提案された。

2019年4月24日付訴状と事件解決過程の各供述によると、原告Vは次のように陳述した。

自分の夫はヴオン・ヴァンA、1945年生まれ、であり、2004年に死亡した。死の前に、Aはキエンザン省C県M区B部落の土地に埋葬されることを希望していた。しかし、死亡したとき、自分の家族の土地は開発計画の対象に含まれていたため、Aの兄であるヴオン・ヴァンBの土地にいったん埋葬して、計画が終わったら遺骨を埋葬する土地に持っていくことが、自分と自分の子供の予定であった。

現在、土地につき差支えがないので、夫の希望に従ってAの遺骨を埋葬地に持っていきたい。しかし、ヴオン・ミン・T、ヴオン・ミン・Hの二人が、それに同意せずに、Aの遺骨を埋葬地に持っていくことにつき妨害をする。

本日の裁判において：委任による代理人としてVの訴訟に参加しているフー・タインSが裁判所に対して、Vが夫の遺骨を埋葬地に持っていくことにつきヴオン・ミン・T、ヴオン・ミン・Hが決して妨害をしないとの解決をすることを求めた。

被告であるヴオン・ミン・T、ヴオン・ミン・Hは次のとおり意見を述べた。

ヴオン・ヴァン・Aは二人の叔父（二人の父親の弟）である。Aが死んだとき、自分たちの家族の土地に埋葬した。今は、その土地の使用権証明書上には兄のヴオン・ヴァンTの名前が載っている。原告の請求は、夫であるヴオン・ヴァン・Aの遺骨を集めて原告の土地に移して埋葬することにつき、私たち兄弟が妨害行為をやめることであるが、私たちが同意しない理由は叔父であるヴオン・ヴァン・Aは、現在、墓を守る近隣の親族がいないからである。その他に、その近隣の親族が確定するまでは自分たちが墓を守ることができるので、自分たちはいずれ将来的にはVが墓を移転することに同意するつもりである。自分たちはこれまで約15年間、墓を守ってきたので、Vの請求には同意しない。

今日の裁判において：自分たちがヴオン・ヴァン・Aの遺骨を集めて原告の土地に移転することに対する妨害する行為をやめるとの、原告であるVの請求に対し、自分たちは同意しない。

チャウタイン県の人民検察院の代表は、民事訴訟法の各規定の正しい順守のため、受理の時点から本日の第一審裁判所の評議の時点まで、裁判官及び訴訟参加人が法令順守をしていることを提示し、審理評議会が原告の請求全てを認容することを提議した。

裁判所の認定

[1] 原告Vの請求は民事訴訟法第4条2項、第26条14項、第35条1項a号、第39条1項a号の規定に従った提訴権であり、キエンザン省チャウタイン県人民裁判所の管轄に属している。

[2] 紛争の法令関係について：原告Vは、ヴオン・ミンT、ヴオン・ミンHはブオン・ヴァンAの遺骨を集めて原告の土地に移転することに対する妨害することはできないと請求する。ゆえに、この事件における法令関係は、「墓地移転妨害行為終了を請求する紛争」である。

[3] 事件の内容について：事件解決の過程において、原告チャン・ティ・トゥVと被告ブオン・ミンT、ヴオン・ミンHは、Vがブオン・ミンT、ヴオン・ミンHの土地にヴオン・ヴァンAを埋葬して墓地とすることを以前に依頼したことを統一的に確定し、現在は、Aの墓はブオン・ミン・Tの土地にある。チャン・ティ・トゥVは、遺骨を集めてVの土地に埋葬することをブオン・ミンT、ヴオン・ミンHが妨害しないことを、裁判所に請求する。被告ブオン・ミンT、ヴオン・ミンHはVの請求に同意しない。理由は、叔父であるヴオン・ヴァンAが現時点で墓地を守る近隣の親族がいないことである。

[4] 審理評議会の審理：事件解決の過程で、ブオン・ミンT、ヴオン・ミンHの土地にヴオン・ヴァンAの墓があることを各当事者は統一的に確定する。Vはヴオン・ヴァンAの法律上の妻であり、夫であるヴオン・ヴァンAの遺骨を自分の土地に移して埋葬して守っていくことを希望している。原告チャン・ティ・トゥVの夫であるヴオン・ヴァンAの遺骨を移転することは根拠があり、ベトナム人の伝統的な慣習に合致する。ブオン・ミンT、ヴオン・ミンHは理由をつけてVによる遺骨の移転を妨害するが、それは合理的ではない。Vはヴオン・ヴァンAの法律上の妻であるという関係にあり、それは各当事者が認めることであるので、Vは自分の夫の墓を守り、管理する権利を有することはベトナム人の公序良俗と道理に適合し、2015年民法第5条1項に正しく従っている。

[5] 上記に認定された根拠により、審理評議会は原告チャン・ティVの請求は根拠があり、承認されるべきと審理する。それにより、被告ブオン・ミンT、ヴオン・ミンHは、チャン・ティ・トゥVが夫であるヴオン・ヴァンAの遺骨を移転することへの妨害行為をやめなければならない。

[6] 第一審民事事件の訴訟費用：被告ブオン・ミンT、ヴオン・ミンHは、それぞれ30万VNDを納付しなければならない。

[7] チャウタイン県民事判決執行支局の2019年4月24日の番号0009710の徴収票に従って第一審訴訟費用に相当する30万VNDを、原告チャン・ティ・トゥVに支払う。

上述を踏まえて、

決定

2015年民事訴訟法第4条2項、第26条14項、第35条1項a号及び第39条1項a号に基づき、

2015年民法第4条、第5条、第14条に基づき、

2009年2月27日の裁判所費用に関する法令、番号10/2009/PL-UBTVQH12、の第18条、第27条に基づき、

次の判決を言い渡す。

1. 原告チャン・ティ・トゥVの請求全てを認容する。
2. 被告ブオン・ミンT、ヴオン・ミンHは、チャン・ティ・トゥVの夫であるヴオン・ヴァンAの遺骨を移転することへの妨害行為をやめなければならない。
3. 第一審判決の訴訟費用について：2015年民事訴訟法第147条及び2009年2月27日の裁判所費用に関する令、番号10/2009/PL-UBTVQH12、の第18条、第27条を適用する。

第一審民事事件の訴訟費用：被告ブオン・ミンT、ヴオン・ミンHは、それぞれ30万VNDを納付しなければならない。

チャウタイン県民事判決執行支局の2019年4月24日の番号0009710の徴収票に従って第一審訴訟費用に相当する30万VNDを、原告チャン・ティ・トゥVに支払う。

民事判決執行法第2条に基づいて判決、決定が施行される場合は、執行を受ける者、執行をする者は、民事判決執行法第6条、第7a条、第7b条及び第9条の規定に従って、施行につき合意する権利、執行を請求する権利を有し、自ら判決を執行し、又は強制執行を受ける。民事判決執行の時効は民事判決執行法第30条の規定に従う。

4. 各当事者は、判決の日から15日以内に、控訴をする権利がある。正当な理由があって審理に欠席した、又は判決言い渡しに出席しなかった当事者の控訴期限は判決書を受領した日又は適式な送達を受けた日から計算する。

判例の内容

“ [4] ... 事件解決の過程で、ブオン・ミンT、ヴオン・ミンHの土地上にヴオン・ヴァンAの墓があることを各当事者は統一的に確定する。Vはヴオン・ヴァンAの法律上の妻であ

り、夫であるヴオン・ヴァンAの遺骨を自分の土地に移して埋葬して守っていくことを希望している。原告チャン・ティ・トゥVの夫であるヴオン・ヴァンAの遺骨を移転することは根拠があり、ベトナム人の伝統的な慣習に合致する。ブオン・ミンT、ヴオン・ミンHは理由をつけてVによる遺骨の移転を妨害するが、それは合理的ではない。Vはヴオン・ヴァンAの法律上の妻であるという関係にあり、それは各当事者が認めることであるので、Vは自分の夫の墓を守り、管理する権利を有することはベトナム人の公序良俗と道理に適合し、2015年民法第5条1項に正しく従っている。“